

事 務 連 絡

平成 28 年 5 月 17 日

共済事業実施消費生活協同組合
代表理事 殿

東京都生活文化局
消費生活部長 三木 暁朗

一般社団法人日本共済協会生活協同組合委員会作成の「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」等の一部改定について

標記の件に関して、厚生労働省から事務連絡が発出されましたので、下記のとおり写しを送付いたします。

なお、本事務連絡及び送付資料につきましては、以下のウェブページに掲載していますので、ご活用ください。

(URL : <http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/chousa/seikyo/oshirase.html>)

記

送付資料

- 1 平成 28 年 5 月 12 日付事務連絡（厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室）
- 2 「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針原則」
- 3 「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」
- 4 「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書
- 5 「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」新旧対照表
- 6 「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務指針要領」解説書新旧対照表
- 7 「共済事業を行う消費生活協同組合における共済計理人の実務ガイド」

<連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課
生活協同組合担当

電話：03（5388）3060

FAX：03（5388）1332

E-mail：S0000580(at)section.metro.tokyo.jp